



編集・発行
 公益財団法人 栃木県生活衛生
 営業指導センター
 〒320-0027
 宇都宮市埴田1-3-5砂川ビル
 TEL028(625)2660
 栃木県保健福祉部生活衛生課
 〒320-8501
 宇都宮市埴田1-1-20 TEL028(623)3110

第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催

去る10月18日(金)、宇都宮市内のホテル丸治において、県生活衛生課長、県内保健所の代表、(株)日本政策金融公庫、消費者団体代表の出席のもと、推進会議を開催しました。

生衛法が制定されて60年余が経過しますが、組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化や後継者難、深刻な人手不足など、組合や生衛業を取り巻く環境は以前にも増して厳しいものがあります。そのため、平成26年度から全国的に11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、新規営業者の組合加入促進や生衛組合に関する周知広報を行ってきております。

この推進会議において各組合から提出された行動計画書案の調整と合意形成がなされ、事業が実施されていくことになります。広報・啓発事業では全国センター作成の加入勧奨チラシ等により、各組合において組合員の倍増運動を行ってまいります。また、業種横断的に実施する若手組合員の育成を目的とした「生衛組合活性化塾」や、事業承継や受動喫煙防止対策など時宜にあったテーマを取り上げた「衛生管理セミナー」の開催が予定されています。

事業実施から4年が経過し、全国生衛組合中央会調べでは「新規加入者数は横ばい、脱退者数は減少傾向。この結果、純減数は縮小」傾向にあり、本事業の効果が見受けられているところです。



会議冒頭での加賀田理事長あいさつ



県生活衛生課八木沢課長のごあいさつ

理容店・美容店・クリーニング店・めん類業飲食店・一般飲食店営業の方々へ

安全・安心なお店の目印

「Sマーク」登録店になりましょう！



厚生労働大臣認可

標準営業約款登録店に掲げてある「Sマーク」は、お店の「安全・安心」を目に見える形にしたもので、消費者・利用者の皆様「安全・安心」なお店を選択する際の目印です。



せいどうくん

経営特別相談員研修会を開催

8月20日に県南地区（サンプラザ）、8月27日に県央地区（宇都宮市保健所）、9月3日には県北地区（矢板イースタンホテル）で開催しましたところ、ご多忙のなか、99名の経営特別相談員の方々が出席されました。主な研修内容は次のとおりです。

外国人労働者の受け入れ

栃木労働局職員、外国人雇用管理アドバイザー

外国人労働者の受け入れ拡大策として、改正出入国管理法が本年4月に施行され、在留資格として新たに「特定技能」が追加されました。介護、建設、造船、農業、漁業、宿泊、外食業など14種の特定分野があります。「特定技能」への多くは、各種事業所にいる「技能実習」からの移行になるものと見込まれています。特定技能の在留資格を得るには特定分野の技能と日本語能力が求められますが、その評価をする試験の整備は、これからといったところのようです。いずれにしても外国人を雇用する場合は、アルバイトも含めて氏名や在留資格等をハローワークに届出ることが必要になりますので、事前にハローワークに相談してください。



最低賃金引き上げ

栃木働き方改革推進支援センター

本年10月1日から、栃木県の最低賃金が27円引き上げられ時間額として853円となりました。中小企業経営者にとっては、利益の減少など大きな負担を伴うことから、一定の条件で生産性向上のための設備投資等に業務改善助成金が受けられるので、「栃木働き方改革推進支援センター」まで連絡し相談するとよいでしょう。

なお、巡回指導の指導カルテとその実施報告書については、令和2年1月28日（火）までに、経営特別相談員が所属する協議会支部（健康福祉センター・保健所）に提出することになっていますのでよろしくお願いいたします。（事務局）

第1回後継者育成支援協議会を開催

9月27日、第1回後継者育成支援協議会を宇都宮市内のホテル丸治で開催しました。

本協議会委員は、各生衛組合理事長をはじめ県生活衛生課、同労働政策課、県高等学校長会の校長先生、県私立中学高等学校連絡会の先生です。昨年度は中学、高校、短大生約600名を対象に出前形式で実施した旨の報告があり、続いて本年度の実施計画について審議され、昨年度と同様の実施内容で了承されました。

意見交換の中では、めん組合の小林理事長から「そば打ち体験学習を通じて、生徒達のそば屋に対する職業観の向上が良く分かります。また、講師を務めた組合役員も大変喜んでいますので、今後も積極的に取り組んでいきたい。」とのご意見をいただきました。



また、事業の実施に当たっては、引き続き、学校への出前形式を続けるとともに、将来の進路を決めていない割合が高い中学生への実施を強化すべきとの意見がありました。

各組合は、当協議会の結果を参考に、本年度も鋭意、取り組んで行くことでした承されました。

令和元年度 生活衛生功労者表彰 (厚労大臣・中央会)



厚生労働
大臣表彰



渡辺 三夫氏
飲食業組合理事長



荒川 和芳氏
中華料理組合理事長



石橋 正英氏
クリーニング業組合理事



中央会
理事長
表彰



君島 則夫氏
旅館ホテル組合理事長



小林 定雄氏
めん類業組合理事長



加賀田 修一氏
料理業組合理事長



綱川 良雄氏
食肉組合元副理事長



首長 清氏
食肉組合副理事長



塩澤 晴男氏
理容組合副理事長



高德 忠夫氏
中華料理組合理事長

弁護士
による

無料法律相談のお知らせ

相談の申込みは予約が必要ですので、指導センターまでお電話ください。

☎028-625-2660 ※開催時間は、午後1時30分から3時30分です。

会 場	開催日
①今市健康福祉センター	11月27日 (水)
②安足健康福祉センター	12月4日 (水)
③宇都宮市保健所	12月18日 (水)

※下記の開催は終了しました。

- ・ 7 / 16 (火) 県北健康福祉センター
- ・ 9 / 25 (水) 県南健康福祉センター
- ・ 10 / 16 (水) 宇都宮市保健所
- ・ 11 / 6 (水) 県東健康福祉センター



クリーニング師研修を実施しました

本年度から11クールの研修となり、10月2日に栃木市のサンプラザにおいて県南地区の方を対象としたクリーニング師研修を開催し、42名のクリーニング師の方が受講されました。

クリーニング師とクリーニング業務従事者の方は、クリーニング業法により3年に1回の研修受講が義務づけられています。本年度は第11クール（令和元～3年度）の初年度で、テキストも改訂されました。

平成27年にクリーニング事故賠償基準の改訂版が公表されましたが、現状でもなお、基準に関する照会が多く寄せられているようです。また、長期間放置品の対応方法もお店にとっては大きな課題でもあります。こちらは全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が設置した検討委員会において一定の方向性が見えてきています。このように業界を取り巻く環境は大きく変化してきています。クリーニング苦情の特徴は、サービスがお客様の目の前で行われないこともあってか、品物の引渡し後しばらく経過してから苦情を申し出られることもあり、受付や引渡し時の対応も重要となります。併せて、クリーニング業には様々な規制が敷かれています。これら「新しく、正しい知識」を再確認するとともに、業務に関する「事故の防止」や消費者の方に「安全・安心」を保証する信頼されるお店になるためにもきちんと受講しましょう。



＜洗濯物の処理について＞クリーニング組合長尾講師



＜繊維及び繊維製品について＞ワコウナレッジ(株)若生講師



＜洗濯物の受取等の注意点＞栃木県消費生活センター 鈴木講師

《お客様にちょっと一言》

☞ クリーニングの品物を受け取ったら、早めにビニール袋から出して空気に触れさせましょう。

☞ 仕上がり予定日がきたら、お店に預けっぱなしにしないで早めに引き取りに行きましょう。



クリーニング師研修・業務従事者講習のお知らせ

令和元年度の日程です。該当する方には受講案内を郵送しますので、必ず受講しましょう。

※法律では、3年に1回の受講が義務付けられています。

開催日	研修・講習	会場	対象地区
令和元年10月2日（水） ※終了しました。	クリーニング師研修	サンプラザ	県南地区
令和元年12月11日（水）	クリーニング師研修	そば割烹日晃	県西地区
令和元年11月13日（水） ※終了しました。	クリーニング業務従事者講習	矢板イースタンホテル	県北地区
令和2年2月5日（水）	クリーニング業務従事者講習	そば割烹日晃	県西地区

※対象地区以外の方も受講できます。指導センター（☎028-625-2660）へお問い合わせください。



組合理事長インタビュー

めん組合における組合の魅力づくりへの取組

今回は、組合の魅力づくりに積極的に取り組んでいる栃木県めん類業生活衛生同業組合の小林理事長、大森事務局長にインタビューしました。

組合の状況をお聞かせください

私たちは組合の魅力づくりに取り組み、その結果、少しずつ新規加入者は増えつつありますが、それ以上に後継者不在による廃業が多いのが現状です。組合加入のメリットをみんなが共有して新規会員を勧誘し、また後継者不在による組合脱会者を減らす取組が重要と思います。



栃木県めん組合小林理事長（左）と大森事務局長（右）

組合の魅力づくりについてお聞かせください

当組合での主なメリットづくりの取組は、次のとおりです。

食中毒などへの備え

日麺連の「賠償責任共済」は安い掛金で幅広く補償してくれるので大変評判は良いです。

例えば、食中毒を起こした場合や、店員の過失によるお客様の衣類汚損などにも適用されますし、売上高に関係なく月千円以下の掛金で加入でき、食中毒の場合、最高1億円まで補償してくれる保険ですので、すごくお勧めです。

ミツウロコ新電力による経費削減

ミツウロコ新電力へは当組合員の約150店舗が加入しています。東京電力に比べて1割ほど安くなり組合員から大変好評を得ていますので、今後も進めて参ります。

HPによる各種情報提供

平成29年度に組合のHPをリニューアルして、無料で店舗紹介、本県を代表する名物そば情報や組合員あての技術講習会・経営講習会などの開催案内を掲載し情報提供をしています。

研修会による情報提供

指導センター補助金を活用して、毎年、技術講習会や経営講習会を開催しており、本年度は消費増税・ポイント還元対策の講習会を県内各地で行い会員からも好評でした。

地域貢献活動

また、地域貢献のボランティア活動として、老人ホーム等を慰問してそば・うどんを食べていただく「地域ふれあいたすけあい事業」を実施しています。地道ですがとても良い活動です。入居者の方々がこの定例行事を楽しみにされておりますので、ぜひ多くの営業者が組合に入って一緒に活動して欲しいと思います。

インターンシップ事業

長年、後継者育成支援（インターンシップ）事業として組合役員が学校に出向き生徒にそば打ちを教えてきました。参加した生徒だけでなく、講師として参加した組合員からも大変好評な事業です。

実習の前にそばが好きかと聞くと手を上げる生徒は少ないが、自分で打ったそばを食べた後は、ほぼ全員がそば好きになってくれています。コンビニのそばを食べていたのでは、そばの本当の味は分からない。こういう取組がそばの魅力を伝え、そば屋への就労に繋がるものと思います。

このような取組の結果、去年12月、宇都宮短期大学附属高校調理科に「めん打ちクラブ」ができ、本年8月には「そば打ち甲子園出場」を果たしました。組合では新たな目標ができましたので、生徒さん達を励ましながら甲子園優勝を目指して指導していきたいと思います。

インターンシップによる地道な取組は生徒とそば屋を細い糸で繋げ、やがて糸は徐々に太くなって、将来、そば屋への就労へと繋がるものと期待しております。

公庫は生衛業界の味方

日本政策金融公庫には、普通ではあり得ないほど生衛組合員を応援していただいています。

我々の様な零細事業者へも保証人や担保がなくても低利で1千万円も貸してくれることは信じられないことです。

私は、20才代で新規開業した時（昭和52年）に公庫から1千万円以上の借入れをしました。市中銀行ではまったく相手にしてくれませんでした。公庫は面倒を見てくれて大変ありがたかった。感謝しています。

今後も、この公庫融資のメリットを多くの人に伝えていきたいと思います。



災害時の対応

台風19号の水害で床上まで浸水した組合員のお店に支部組合員が毎日、掃除や後片付けなどの手伝いに通ったと聞いています。地震や水害などの災害に遭って初めて近所付き合いや組合の有難さが分かるものです。非組合員では身内以外、誰も手伝いに来てくれなんでしょう。

異常気象、地震などによる様々な災害発生が想定される昨今、仲間を助けようとする相互扶助の精神を有する組合は、被災したお店の復旧・復興に向け多くの支援をしてくれる、とても大切なものです。

今後の魅力づくりへの提案をお聞かせください

事業承継

近年の傾向として、後継者不在との理由で廃業し脱会する組合員が多く、この問題の解決には、お店を他人に引き継いでもらうことも考えるべきだと思います。

私自身、病気で廃業しましたが、他人への事業承継を思いつくこともなかったし、あること自体知らなかった。もし知っていたら半年くらい引き継ぎの期間を設けて、両者OKとなれば引き継いでもらう手立てを考えていたことでしょう。他人にお店を承継しても多少なりとも家賃収入も入るし、このような事業承継はありだと思います。（大森事務局長）

8月、佐野の人気そば屋が後継者不在により廃業されました。我々家族経営の零細事業者を対象とした事業承継の仲介をしてくれる会社があれば良いと思います。また、組合がマッチング等のお手伝いをするという考え方もあるのではないかと。もし、それができれば組合の大きなメリットとなるので、今後、研究する価値はあると考えていますので、事業承継の方法の啓発を含めて取り組んで参ります。

新たなメニューの提案

この事業は、厚労省の補助金を活用した新たなメニュー開発を契機として、栃木県のめんの美味しさ・素晴らしさを全国に発信することを目的に始めました。



宇都宮短期大学附属高校調理科に依頼して提案のあった料理の中から特に美味しかった料理を選んで、組合員のお店で提供し新たな名物料理に育てたいと思っています。過日、組合で試食した結果、かんぴょうなど栃木の食材を使った坦々麺風うどん、餃子を使ったもの、かんぴょう入りナムルのうどんの3品を選びました。かなりいけますね！美味しかったです。

今後、この3品の試食会を行った後、各店舗で選んだ一品以上をメニューに加えてもらって普及して参りたいと考えています。

栃県めん組合では、多くの魅力ある組合づくりに積極的に取り組んでおられます。今後、より多くの営業者の方々が加入していただけたら、組合事業はより活性化し、もっと多くのメリットがある事業や地域貢献活動ができるものと思います。今後の活動に期待しております。(指導センター)

組合だより

栃木を代表する麺料理の広報事業（めん組合）

栃県めん類生活衛生同業組合（小林定雄理事長）では厚労省の生活衛生営業対策事業を活用し「栃木を代表する麺料理」を県内外に向け情報発信することといたしました。発信する情報はニラそばなど「古くから食べられている麺類」、サラダそばなど「新しい地域の麺類」、今回新たに作る「栃木の麺類」の3種類といたしました。新たに作る麺類を宇都宮短期大学附属高校（以下宇短附）調理科240名の力をお借りし、夏休み明けにメニュー募集を行い各クラスから代表10作品を提出していただきました。その60点の中から「栃木らしさ」「斬新さ」「見た目」「食べてみたい」の4項目に点数を入れ、上位3点の作品を9月30日に試食いたしました。当日は作品作成者3名の他、宇短附の先生と下野新聞社、組合関係者の12名が採点し順位を決めました。今後は、これらの作品を原価率や作り易さ等の観点から見直し、栃木の新たな麺料理としてメニューを採用する店舗を募集しインターネット等を活用した広報で集客し、店舗の活性化を図りたいと思います。

入賞作品（3品）

- ・ 1位 湯葉入り坦々風かんぴょううどん
2年 安好 奈々子さん
- ・ 2位 かんぴょうナムルと豚しゃぶサラダの梅ポンうどん
2年 中野 夢花さん
- ・ 3位 水餃子入りけんちんうどん
2年 小泉 結愛さん



組合加入のすすめ 加入メリットを知ろう！

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1

各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
 - ・生命傷害共済制度
 - ・火災共済制度
 - ・自動車総合共済制度 など
- (注) 特性・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例 1>
経費節約

2

研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3

いち早い情報の入手

- HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど
- 組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手



4

生活衛生融資で有利な条件で利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度

<例 2>
金利負担削減

5

無料相談が受けられます

- 業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6

各業の個別特典で経費節約・利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 20% 割引
- ・クレジットカード手数料の優遇
- ・NHK受信料の大幅割引
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、大幅削減

<例 3>
経費節約

保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられます。

- 掛金は1店舗につき年間1,600円
- 身体賠償は1名につき5,000万円まで。1事故につき1億円まで。
- 財物賠償は1事故につき300万円まで。※受託物は500万円まで。



飲食業組合の例 全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

- 年間売上高5,000万円以下の一般飲食店・居酒屋の場合

エコミープラン

食中毒賠償事故のみ補償
年間2,300円の掛金で5,000万円まで補償
(月々の掛金はわずか192円)
※オプションで休業補償も追加できます

ワイドプラン

食中毒賠償事故・生産物賠償事故(財物賠償)・施設・昇降機賠償事故・受託物賠償事故・人身格権侵害・宣伝被害
年間5,500円の掛金で、5,000万円まで補償(W型)
※オプションで休業補償も追加できます



生活衛生組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

(令和元年6月末現在)

ここが違う！
融資制度
(振興事業貸付)

融資限度額が大きい
一般貸付7,200万円に対し、組合員の場合は1億5,000万円

返済期間が長い
一般貸付は13年以内、組合員は20年以内

金利が低い
組合員は通常の金利と比べ最大▲1.2%の優遇。1,000万円(10年間)の融資で約60万円の差

小規模経営者には、**無担保・無保証人**の組合員に対する融資制度あり

返済期間が長いと、毎月の負担が少なくなるだけでなく、計画的に借入ができます

返済期間が長いと、毎月の負担が少なくなるだけでなく、計画的に借入ができます

カラオケ著作権料
毎月20%の割引(年払い30%)。BGMも20%割引です。
※社交場や飲食関係の組合・加盟店が対象

NHK受信料
組合を通じてのお支払で大割引。大変お得です。
※全国放送が対象

クレジットカード
組合加入で手数料率の優遇。その分経費節約ができます。
※各業の得意に応じて提携されており、取扱いのない組合もあります。

(注) 個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合にあてはまるものではありません。

◆各組合の団体保険制度の詳細は、都道府県組合にお問い合わせ下さい。